

郵送による失業の認定 Q&A

Q いつ郵送したらよいですか？

⇒ A 失業認定申告書の左下に書かれている認定日当日からおおむね一週間程度の間
に発送してください（消印有効）。認定日の日付よりも前にはご提出いただけません。

Q 何を郵送すればよいですか？

⇒ A ①「雇用保険受給資格者証」、②「失業認定申告書」、③「返信用封筒（必ずご自身の住所をご記入ください）」以上【3点】をご郵送ください。
※初回認定日を迎える方は、上記②、③をご郵送ください。なお、ハローワークから不足書類（写真、証明書等）の提出を指示された方は、合わせて同封してください。

Q どこへ郵送すればよいですか？

⇒ A 〒181-8517
三鷹市下連雀4-15-18
ハローワーク三鷹 雇用保険給付課 あて
※ 郵送事故防止のため、特定記録などをご郵送いただきますようお願いします。

Q 失業認定申告書はどのように記入したらよいですか？

⇒ A 失業認定申告書の記入方法については、別途「失業認定申告書の記入例」および「雇用保険受給資格者のしおりP53～54」をご確認ください。
※ 備考欄に「新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」と必ずご記入ください。また、昼間連絡可能な電話番号も合わせて記入してください

Q 自宅で求人情報はチェックしていますが、新型コロナウイルス感染防止のため外出を控えており、通常の求職活動ができませんでした。失業給付金は受けられますか？

また、感染防止のため就職活動ができなかった場合は、どうなりますか？

⇒ A 「新型コロナウイルス感染防止のため外出を控え、自宅で求人検索」など、具体的な状況をご記入ください。
また、感染防止のため就職活動ができなかった場合であっても、失業給付金の受給が可能となりますので、その旨ご記入ください。
※詳しくは「失業認定申告書の記入例」をご参照ください。

Q 郵送した場合、なにか連絡がくることがありますか？

⇒ A 失業認定申告書の記載内容についてお尋ねしたいことがある場合には、お電話でご確認させていただくことがあります。
※ 備考欄に、「昼間連絡が可能な電話番号」をご記入願います。

Q 郵送したあとはどのように手続きが進みますか？

⇒ A 失業の認定および基本手当の振込等の処理を行い、「雇用保険受給資格者証（処理状況を印刷したもの）」と「次回の失業認定申告書」（支給終了となった方は雇用保険受給資格者証のみ）を郵便にて返送します。
また、失業給付金の振り込みには、郵送していただいてから2週間程度のお時間をいただくこととなりますので、ご了承ください。

ハローワーク三鷹
雇用保険給付課
〒181-8517
三鷹市下連雀4-15-18
0422-47-8649